

舞台芸術・視覚芸術拠点施設
(シアターコンプレックス)
整備に係る検討資料

第1章 検討の背景

第2章 前提条件の整理

第3章 基本方針及び施設計画の考え方

第4章 施設整備計画

第5章 事業手法の検討

第1章 検討の背景

北山エリアは、豊かな自然環境の中、多くの府立施設が集積する府民の憩いの空間であるとともに、「文化と環境が共生する京都」を内外に発信する魅力ある拠点地域として大きな可能性を秘めている。そこで、京都府では、平成21年の「北山文化環境ゾーン整備推進についての検討報告」を踏まえ、この間、エリアの魅力向上のための施設整備に取り組んできた。

令和元年10月には、新たに策定した京都府総合計画において「北山『文化と憩い』の交流構想」を定め、この構想を北山エリアのまちづくりのセカンドステージと位置付け、今後段階的に整備を推進していくこととしている。

令和2年12月には、「北山『文化と憩い』の交流構想」を実現するにあたり、北山エリアの整備の方向性を示すため、「北山エリア整備基本計画」が策定された。

本資料は、今後各施設における整備計画の検討の参考となるよう、一つの例として整理したものである。

第2章 前提条件の整理

○上位計画・関連計画との整合

京都府総合計画（令和元年度）

京都府では、京都府のめざす方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするため、「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」を令和元年10月に策定した。

総合計画では、「北山『文化と憩い』の交流構想」として、京都が世界に誇る文化と憩いに包まれた交流エリアの形成が掲げられており、本施設においても北山エリアの持続的な発展に資するものとして整備していく必要がある。

北山エリア整備基本計画（令和2年12月）

総合計画で定められた「北山『文化と憩い』の交流構想」を実現するにあたり、北山エリアの整備の方向性を示すために策定された。さらにエリアの魅力を高めるため、「豊かな自然に包まれた環境」「オープンに繋がる空間」「多様な人々が集まり交流するまち」「新たな文化・芸術の創造・発信の拠点」「文化・芸術・学術・スポーツに触れられる魅力的な空間」の5つを将来像として設定している。

旧総合資料館跡地活用に伴う北山文化環境ゾーンの施設整備についての検討報告（平成30年8月）

総合資料館跡地活用等検討委員会において、平成29年度末に京都学・歴彩館へ機能移転が完了した旧総合資料館跡地について、整備の方向性等の検討が行われた。報告では、北山通りに位置することから、舞台芸術や視覚芸術などの機能だけでなく、賑わい・交流や広場や北山エリアのエントランス機能などについても求められるとしている。

その他関連計画との整合

本施設の整備にあたっては、「北山文化環境ゾーン整備推進についての検討報告」（平成21年10月）等、関連計画との整合を図りながら進めていくものとする。

○計画地の概要・敷地条件

北山エリア

京都市域のほぼ中央、京都市街地の北部に位置し、西に賀茂川、北及び東に幹線道路、南に地域生活道路に囲まれている。京都府立植物園や京都府立大学、京都コンサートホール、陶板名画の庭などの文化施設が集積し、また、自然豊かな環境であることから、府民の憩いになっている。

旧総合資料館跡地

旧総合資料館は、「京都に関する資料等を総合的に収集し、保存し、展示して調査研究等一般の利用に供する」（総合資料館条例）ことを目的に、昭和38年11月15日に開館して以降、図書館機能や文書館機能、博物館機能の3つの機能を有する総合的施設として運営されてきた。しかし、施設の老朽化により、新総合資料館として京都府立京都学・歴彩館

の建設。機能移転が行われ、平成 28 年 9 月に閉館した。

交通アクセス

地下鉄烏丸線と北山通・北大路通が交わる地点に近く、交通の要衝となっている。京都市街の交通の背骨とも言える地下鉄烏丸線の北山駅が域内に所在し、国際会館駅へは 2 駅 4 分、京都市街地中心部四条駅から 12 分、京都駅から 16 分、東京から 2 時間 50 分、関西国際空港からは 1 時間 50 分で結ばれている。

京都市バス 4 系統は、京都駅から京都一番の繁華街である河原町通を貫通し、大阪から直接乗り入れている京阪電車の終着駅出町柳駅、下鴨神社、京都工芸繊維大学附近、ノートルダム女子大学を經由して、北山駅、高麗美術館、上賀茂神社を一つの路線で結んでいる。また、京都市バス北 8 系統は、北山通、千本通、北大路通、白川通の循環系統で、1 km 圏内施設に加え、仏教大学、大徳寺、船岡山公園、京都市北図書館、京都造形芸術大学を結んでいる。

敷地条件

- ① 所在地 京都市左京区下鴨半木町 1-4 (住居表示)
- ② 敷地面積 18,772.47 m² (登記簿測量図面積)
- ③ 用途地域 第二種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)

<計画敷地図等>

北山エリア全体図



計画敷地図（旧総合資料館跡地等）



④ 地域地区等

<主な法令等条件>

項目	内容	根拠法令
高度地区	・ 20m第1種高度地区	都市計画法
防火地域	・ 法22条指定区域	建築基準法
日影規制	・ 4時間－2.5時間、高さが10mを超える建築物 ・ 平均地盤面から4mの高さ	建築基準法
景観保全	・ 沿道型美観形成地区幹線地区 ・ 山並み背景型建造物修景地区	都市計画法、景観法、 京都市風致地区条例
眺望景観	・ 眺望空間保全区域 ・ 遠景デザイン保全区域	景観法、京都市眺望景 観創成条例
屋外広告物関係	・ 一般地域第3種 ・ 沿道型地域第1種特定地区	屋外広告物法 京都市屋外広告物等に 関する条例
文化財関係	・ 植物園北遺跡（一般遺跡）	文化財保護法

駐車場整備	・ 店舗面積1000㎡以上の一建物の店舗(小売業、飲食店業除く)では、店舗面積に応じて必要駐車場台数を確保する	大規模小売店舗立地法
	・ 劇場・観覧場・ホテル・小売・飲食店等には、駐車場の付置義務あり	京都市駐車場条例
その他	・ 調整池の設置義務：1ha以上の開発行為で雨水流出量の増加等の条件すべて(全5項目)に該当する場合、重要開発調整池の設置義務が発生	災害からの安全な京都づくり条例
	・ 店舗面積の制限：市内を7種類のゾーンに分類。本敷地はゾーン指定のない区域となっており、店舗に供する部分が、2階以下かつ延床面積1,500㎡以下に制限されている。	京都市商業集積ガイドプラン
	・ 環境アセスメント：用途としては住宅を除いた延面積2000㎡以上の第2種事業に該当するが、「京都市実施の公共事業」に該当しないため対象外となり、計画段階環境配慮の実施は不要。 ・ 都市計画法4条第12項に規定する開発行為を伴う事業となる場合は、開発区域が4.0ha以上土地の改変面積が1ha以上で該当。	京都市環境影響評価等に関する条例

⑤ 適用法令、規制等(計画・規模により係るものも含む)

本事業の実施にあたっては、計画内容に応じて、関連する関係法令、条例、規則等を遵守する。

【法令】

- ・ 建築基準法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)
- ・ 都市計画法
- ・ 駐車場法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(省エネルギー新法)
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ・ 都市再生特別措置法(「立地適正化計画」制度)

- ・大規模小売店舗立地法
- ・文化財保護法
- ・旅館業法
- ・食品衛生法
- ・興行場法
- ・土壌汚染対策法
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・景観法
- ・文化芸術基本法
- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・その他関係法令等

【条例等】

- ・京都市建築基準条例
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・京都市屋外広告物等に関する条例
- ・京都市自転車等放置防止条例
- ・京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例(高層条例)
- ・京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
- ・京都市地球温暖化対策条例
- ・京都市建築基準法施行細則
- ・京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（まちづくり条例）
- ・京都市眺望景観創生条例
- ・京都市風致地区条例
- ・京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ・京都市環境影響評価等に関する条例
- ・京都市駐車場条例
- ・京都府文化力による未来づくり条例
- ・京都市文化芸術都市創成条例
- ・災害からの安全な京都づくり条例
- ・京都市商業集積ガイドプラン
- ・その他関係条例等

第3章 基本方針及び施設計画の考え方

○基本方針

北山エリアのシンボルとなる劇場

本件整備対象地は、京都駅から15分でアクセスできる地下鉄北山駅に隣接し、北山通に面した北山エリアの北東角に位置する。本施設はそのような立地条件を活かし、北山通からエリア内に人々を誘うエントランスとしての役割を担うシンボリックな施設を目指す。

舞台芸術・視覚芸術の創作・発表・鑑賞の拠点としての劇場

劇場を中心に、展示室、創作スペース、練習室等を集積させ、京都府における舞台芸術及び視覚芸術の創作・発表及び鑑賞の拠点となる施設を目指す。また、老朽化の進む京都府立文化芸術会館及び令和2年11月に閉館した京都こども文化会館の機能を継承する。

将来プロを目指す学生や若手芸術家等が集まり、交流しながら創作を行ない、その作品が発表できる場として整備することで、新たな文化芸術の創造の拠点とする。

府民をはじめ国内外の幅広い人々が優れた文化芸術を鑑賞できる拠点とする。また、この劇場で成長し巣立った芸術家がホールで凱旋公演を行なうことで、次世代の創作意欲を刺激し、文化芸術創造の好循環を生み出す。

賑わい・交流創出の拠点となる劇場

併せて整備予定の賑わい交流施設や北山エリアの立地施設と相乗効果を発揮しながら国内外の人々をエリアに集め、1日を通してエリア内で楽しみ、人々の交流を活性化させることにより、このエリアが京都を世界に発信するための拠点となることを目指す。

○施設計画の考え方

機能的で使いやすい施設

基本方針に基づき、新たな文化芸術拠点と賑わい・交流の創出を目指す施設として、演劇、バレエ、ダンス、伝統芸能、コンサート等の創作活動から興行利用まで、多様な文化芸術活動に対応できるよう、資材の搬出入などの運営面も含めて柔軟性の高い施設とする。また、そのために必要な諸機能や性能（防音性能・耐震性能）、設備を備え、安全で機能性に富んだ使いやすい施設を目指す。

誰もが快適で安心して鑑賞できる施設（ユニバーサルデザイン）

出演者や劇場スタッフだけでなく、子どもや高齢者、障害者、妊産婦など、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、アクセシビリティの高い施設を目指す。客席空間は、全ての鑑賞者が安心して開演から終演までの時間を快適に過ごせるようにする。また、客席から舞台までの最大視距離を極力短くし、客席が一体化できるようにする。さらに、どの客席からでも舞台をおおむね見渡すことができる舞台芸術の鑑賞にふさわしい客席空間を目指す。

周辺環境と調和して北山エリアの中核となる拠点整備

豊かな環境のもと文化・芸術・学術に触れることができる北山エリアの中核施設とし

て、他の立地施設とハード・ソフト両面で有機的に連携しながら事業展開を行う。

併せてエリア周辺の国立京都国際会館や多くの大学・研究機関等との相乗効果の発揮できるような施設を目指す。

第4章 施設整備計画

本施設は、主にホール機能を中心とし、展示機能及び創作機能等の施設によって構成される。

○施設機能

ホール機能

演劇を中心にバレエ、ダンス、伝統芸能等の舞台芸術や映画・映像などの多様な分野の公演に対応したホールを整備する。

幹線道路や地下鉄の路線に面することも考慮し、十分な遮音性能を備え、静音性を確保する。室内騒音の許容値はNC-20～30程度を目標とする。残響時間は、音楽（電気音響系）、演劇などの舞台利用（講演会、式典等含む）を中心に、それぞれ最適な残響時間を示し目標とする。

展示機能

絵画、彫刻、工芸作品等、様々な分野の美術工芸作品の展覧会が開催できるギャラリーを整備する。

創作機能

演劇、ダンス、伝統芸能等、各種のパフォーミングアーツの創作、練習が可能な練習室や、様々な分野の芸術活動を支えることができる多目的室等を整備する。

交流機能

施設の顔となる機能を有し、鑑賞者の主たる出入口であるエントランスを整備する。開演前、休憩中、終了後の鑑賞者同士の交流の場として各ホール、展示室にホワイエを整備する。

管理機能

本施設を管理運営するための機能として、施設管理者事務室等を整備する。

○施設規模

機能の充実度に応じて、延床面積約 8,800 m²（座席数 500～600 席）と座席数を 100 席増やした約 9,500 m²の場合を想定する。

機能	主な想定諸室
ホール機能	・ホール（舞台、客席（500～600 席あるいは 600～700 席）、楽屋、調整室等） ・楽屋口 ・搬入口 ・荷捌きスペース ・倉庫 等

展示機能	・展示室（ギャラリー） ・ホワイトキューブ 等
創作機能	・創作スペース・練習室 ・作業室（衣装制作・舞台道具工作） ・和室 等
交流機能	・エントランス ・ホワイエ ・コミュニティースペース ・アートショップ及びカフェ 等
管理機能	・施設管理者事務室 ・倉庫 等

○施設整備の内容

ホール機能

1 ホール

演劇を中心に、バレエ、ダンス、伝統芸能などの本格的な舞台芸術作品や映画・映像の上演に適したホールとする。

項目	種類	用途の適正
演劇	演劇	◎
	ミュージカル	○
ダンス	バレエ	◎
	ダンス	◎
伝統芸能	歌舞伎・能・狂言	○
	邦楽・民謡	◎
	邦舞	◎
	落語	◎
講演	講演会・式典	○
映像	映画・ビデオ	○
音楽／電気音響系	ポップス・ロック	○
	ジャズ	○
	演歌	○

◎：上演に適した用途

○：上演が可能な用途

①舞台

- ・プロセニアム形式の舞台を持つホールとする。
- ・舞台間口 12.7m から 14.5m（7～8 間）、奥行 16.4m（9 間）程度とし、高さは約 8m

程度から 10m（33 尺）程度として整備する。

- ・ 演劇を中心に、バレエ、ダンス、伝統芸能等、映画・映像、コンサート等、本格的な舞台芸術作品の上演に対応できる舞台設備を設ける。また、設置する器具や装置等は追加や仮設に容易に対応できるものとする。
- ・ コンパネを敷き詰めてある仮設型の床（深さ 3m 程度）を設置する。
- ・ 11 t トラックなど大型車両による搬出入に対応し、応分の荷捌きが可能な搬入口、舞台の搬出入専用エレベーターを設ける（多機能と兼用）。また、ウイング車を想定した高さの設定や 11 t トラックの台数、雨天時の作業も想定したものとする。
- ・ 舞台に近接して舞台備品倉庫、ピアノ庫などを設ける。
- ・ 大迫を設け、舞台下部にある奈落から出演者や大道具が乗り込み、昇降できる構造とする。

②客席

- ・ 客席は 500～600 席程度、または席数を拡充する 600～700 席程度とする。
- ・ 客席から舞台までの最大視距離を極力短くし、どの席にも十分な鑑賞環境を確保する。
- ・ バルコニー席を備え、想定鑑賞者数に合わせて客席を部分利用できるよう配慮する。
- ・ 客席の配置にも配慮し、快適性向上に努めた計画とする。
- ・ 舞台上からの音を有効に伝搬できる客席空間とする。
- ・ 脇花道が設置される場所は移動客席とする（脇花道の周囲は固定客席）。
- ・ 車いすに座ったままでの鑑賞者に対し、十分な鑑賞環境を確保する。
- ・ 客席後方には、各種舞台設備調整室及び親子鑑賞室や撮影などにも利用できる多目的室を配置する。

2 付随機能（多機能と兼用）

上記に付随して以下の機能を整備する。

- ・ 楽屋口
- ・ 楽屋
- ・ アーティストラウンジ
- ・ 主催者控室
- ・ 衣裳室、洗濯機
- ・ シャワー、トイレ（多目的トイレを含む）
- ・ 舞台技術スタッフ控室
- ・ 調整室、投光室
- ・ 舞台設備機械室
- ・ 搬入口、荷捌きスペース
- ・ ピアノ庫
- ・ 倉庫

展示機能及び創作機能

1 練習室×5室

- ・ 演劇、バレエ、ダンス等各種のパフォーミングアーツの創作、練習が可能な構造とする。多様な大きさの練習室を想定する。
- ・ 用途に応じた複数の面積の諸室で構成し、練習室（大）はホールの舞台と同等程度の広さを確保する。

2 展示室×3室

- ・ 面積は各室 200 m²×3室とし、可動壁により3室を一体で使用可能な構造とする。
- ・ ギャラリーとしての機能も備え、少なくとも1室の高さは4.6m以上とし、大型絵画や造形、映像に対応できる構造とする。
- ・ 壁面は、多様な形態の展示に対応可能とし、耐水性の床や展示支持、照明などの機能を備え、大型の絵画等が展示できる耐荷重とする。

3 ホワイトキューブ

- ・ 展示・演劇等多目的に利用できるスペース。約200 m²、高さは10m以上とする。

4 創作ホール

- ・ 1室は和室とし、和室の面積は100 m²（50畳）とする。
- ・ 和室には敷舞台を設置し、落語・舞踊・狂言・邦楽などが開催可能な構造とする。
- ・ 敷舞台が収納できるなど、十分な倉庫を確保する。

交流機能

1 エントランス

エントランスは、ホールの顔となるような、パブリックアートを展示するなど、まちを通る人にアピールできる出入口とする。また、公演前後の人の流れを考慮し、他の施設等に配慮した動線とする。

2 エントランスロビー

もぎり（チケットの半券をもぎ取る行為）や受付等を行う。また、ロッカーを設置する。

3 ホワイエ

各ホール（2階席がある場合は各階）に設けることを基本とし、ホール利用者が開演前や休憩時に軽易な飲食ができる機能を設ける。

4 カフェ・レストラン・アートショップ

ホワイエ内またはこれに隣接してカフェ・レストランなどを設け、イベント時のサービスに対応するとともに、公演のない日でも府民が日常的に憩え、利用できる空間を整

備する。また、本施設で作成された作品などを購入できるアートショップを設け、芸術家と訪れた人との交流の場の一つとする。

5 コミュニティースペース

ホワイエ内またはこれに隣接して設置し、常時開放するフリースペースとし、全国の文化施設やギャラリーなどの文化芸術に関するチラシやポスターを配架した情報コーナーを設ける。

管理機能

1 施設管理事務室

ホールの管理運営を行うため、職員が執務する事務室を整備する。

【事務室に付随する諸室例】

- ・ 会議室
- ・ 更衣室
- ・ 利用者カウンター

2 その他管理諸室

その他施設管理運営を行うにあたり必要な機能を設ける。

【管理諸室例】

- ・ 倉庫
- ・ 機械室
- ・ 中央監視室（防災センター）（室内に警備員控室を設置）
- ・ 清掃員控室等
- ・ 救護室
- ・ 託児・授乳スペース

○必要諸室・規模の設定（イメージ）

前述に基づき、各諸室の必要面積は以下に示す。

【ホール】

諸室等		面積	備考
客席・舞台	客席	520 m ²	500～600 席の場合
		610 m ²	600～700 席の場合
	舞台	580 m ²	
	奈落等	500 m ²	
客席関係	ホワイエ	350 m ²	クローク含む
	客室トイレ	150 m ²	男女合計
	主催者控室	30 m ²	

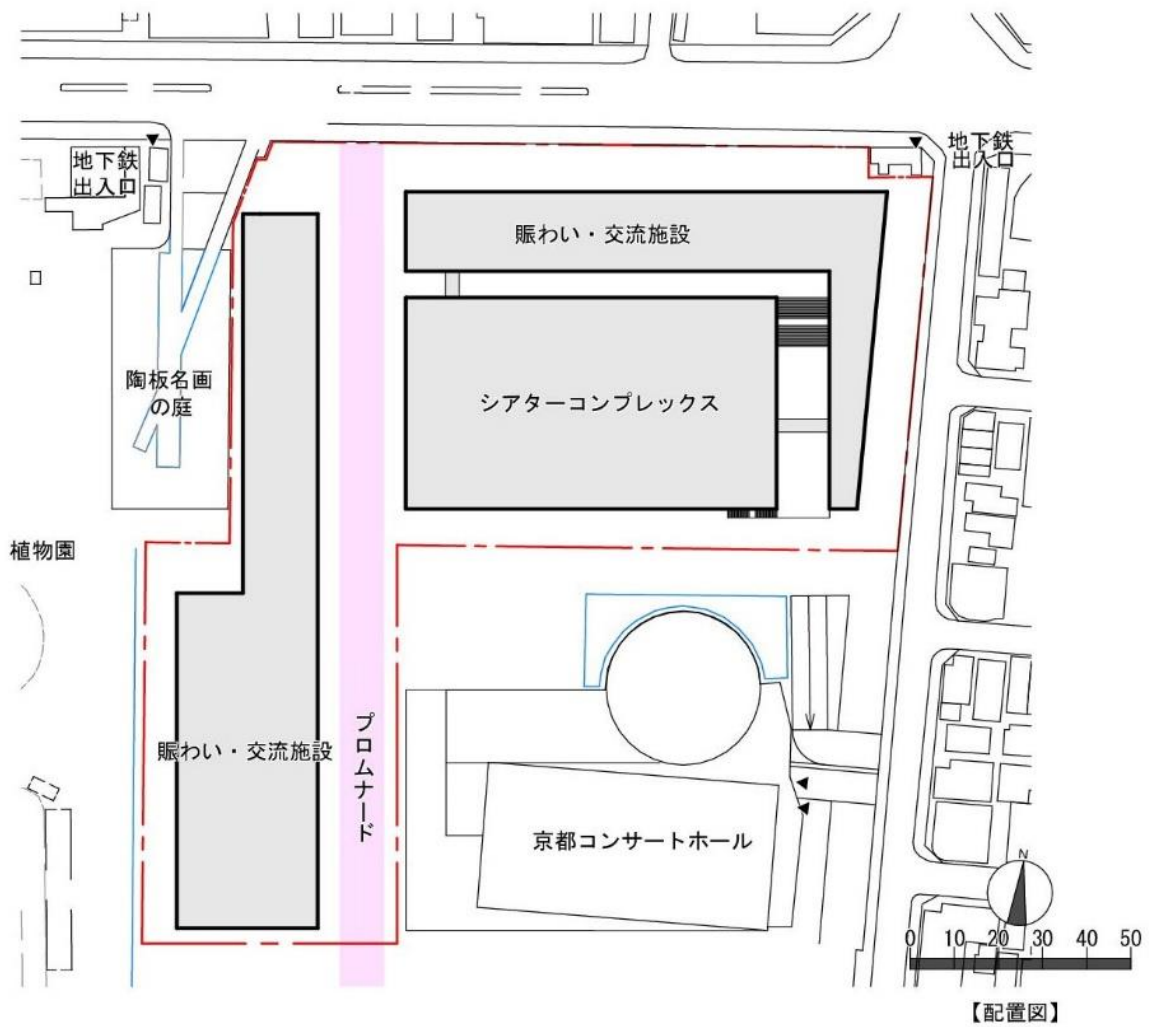
諸室等		面積	備考
	備品倉庫	15 m ²	
	マルチルーム	25 m ²	
	スタッフ控室	25 m ²	
	当日券ボックス	10 m ²	
舞台関係	舞台備品庫	130 m ²	
	ピアノ庫	60 m ²	
	搬入ヤード	250 m ²	展示諸室と兼用
	大道具倉庫	100 m ²	
	照明備品庫	30 m ²	
	音響備品庫	30 m ²	
	コンサート用備品庫	30 m ²	
	楽器庫	30 m ²	
技術関係	機構制御盤室	20 m ²	
	調光器盤室	20 m ²	
	アンプ室	20 m ²	
	調光操作室	20 m ²	
	音響調整室	20 m ²	
	映像投影室	20 m ²	
	フォースポットライト投光室	20 m ²	
	シーリングライト投光室	20 m ²	
	フロントサイトライト投光室	20 m ²	
楽屋関係	小楽屋	60 m ²	20 m ² ×3 室
	中楽屋	150 m ²	50 m ² ×3 室
	大楽屋	140 m ²	70 m ² ×2~3 室
	楽屋ロビー	50 m ²	
	主催者控室	35 m ²	
	給湯室	5 m ²	
	楽屋トイレ	50 m ²	
	シャワー室	30 m ²	
	ランドリー室	10 m ²	
	喫煙室	10 m ²	
	舞台スタッフ控室	30 m ²	
	楽屋備品倉庫	10 m ²	

【展示機能及び創作機能】

諸室等		面積	備考
展示機能	ギャラリー	600 m ²	200 m ² ×3 室
	ホワイトキューブ	200 m ²	
	倉庫	—	
	控室	—	
創作機能	練習室（大）	360 m ²	ホール舞台サイズ
	ホワイトエ	150 m ²	拡充案の場合
	練習室（中）	150 m ²	
	練習室（小）	100 m ²	2～3 室
	備品倉庫	50 m ²	
	更衣室	100 m ²	
	多目的室	100 m ²	
	作業室	100 m ²	
	和室	100 m ²	約 50 畳
	倉庫等	適宜	
施設管理 事務室	事務室・会議室・更衣 室・利用者カウンター	60 m ²	
その他管理 諸室	控室、救護室、倉庫、 託児・授乳スペース	40 m ²	
計		6,085 m ²	500～600 席の場合
		6,325 m ²	600～700 席の場合
共用部 廊下・階段、EV、トイレ等		2,715 m ²	500～600 席の場合
		3,175 m ²	600～700 席の場合
合計		8,800 m ²	500～600 席の場合
		9,500 m ²	600～700 席の場合

○配置計画（イメージ）

【配置イメージ】

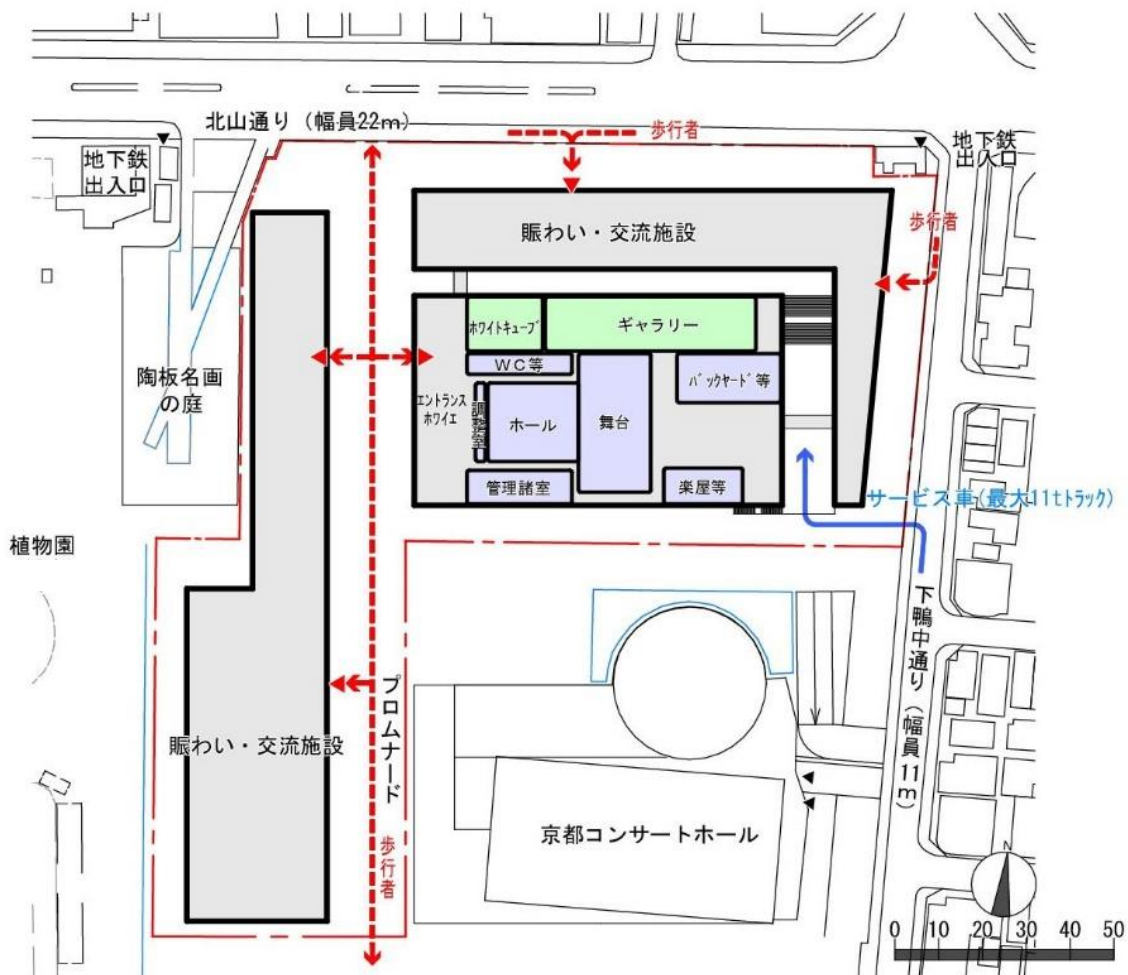


※賑わい・交流施設は民間事業者の提案による。

○動線計画（イメージ）

道路に面する部分は、日常的に気軽に憩える空間を確保し、施設へと続く人の流れを生む広場とする。特に東側（下鴨中通）に面する部分は可能な限り公共空地（広場）を設けるなど周辺への配慮が必要である。

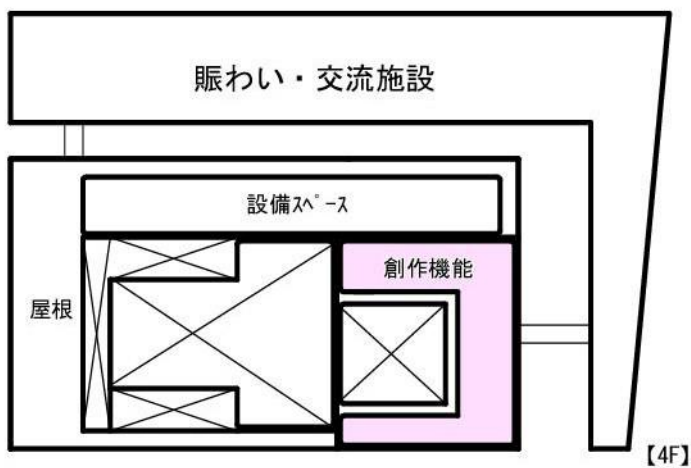
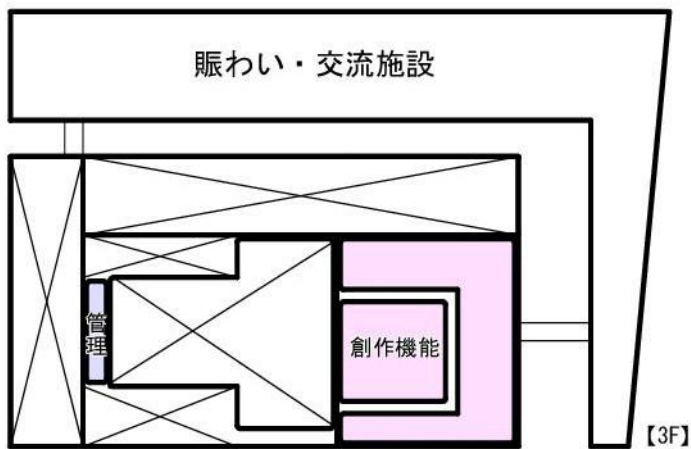
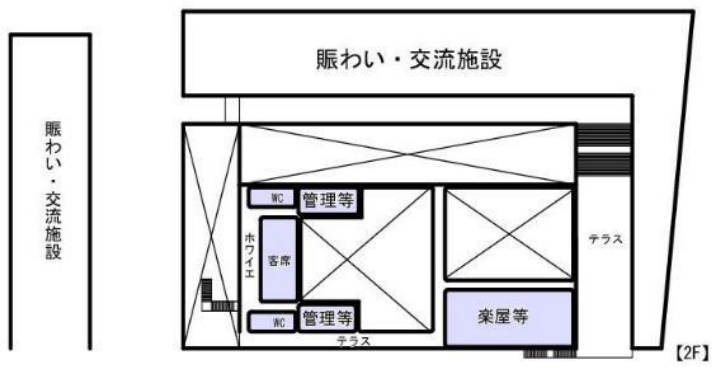
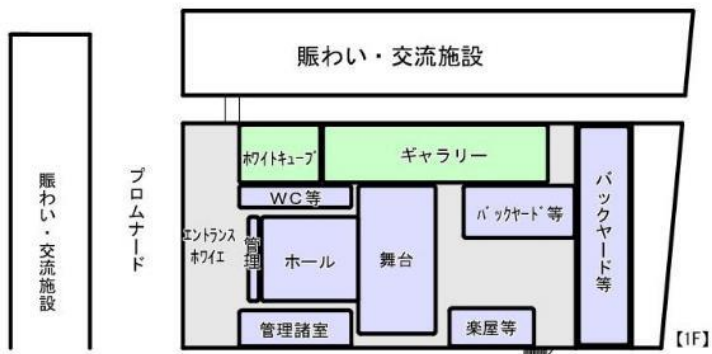
【動線イメージ】



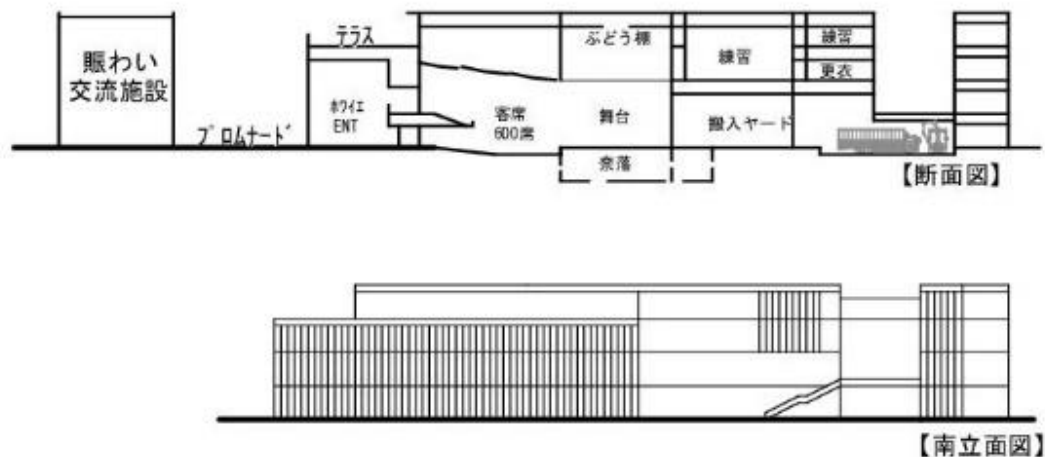
○平面・ゾーニング計画（イメージ）

施設は機能的な動線計画とし、利用しやすい、管理しやすい計画となるよう各諸室を配置する。各諸室は単独利用も想定し、それぞれの人の流れを考慮した計画とする。上下階への移動は階段、昇降機やエレベーター等により、多様な手段を計画し、確保する。

【各階平面イメージ】



○立面計画（イメージ）



○設備計画

各用途・機能で必要となる基本的な設備（電気設備、機械設備、昇降機設備等）を導入する。各種設備については、安全性や快適性、利便性、操作性、経済性に配慮したシステム・方式とする。

また、自然エネルギー活用や省エネルギー対応など、積極的な環境配慮を推進するとともに、設置・保守・搬出入のスペースの確保などにより、機能性、メンテナンス、長寿命化、将来対応を考慮した計画とする。

ホールの計画にあたっては、交通量の多い道路や地下鉄に近接することを考慮し、静寂性に配慮する。また、近隣に住宅地があることに配慮し、施設内での音が周囲に漏れて居住環境に影響を及ぼすことの内容な計画上の配慮を行う。

また、利用・運用の変化に合わせて柔軟に対応できるように、全館のインターネット環境や会議等を行える場所でのプロジェクター・スクリーンの設置、楽屋等においては手洗い、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫等が設置できるように、電源コンセントや給排水の設置（利用状況に応じて仮設置も含む）ができるように配慮する。

電気設備

1 受変電設備

電力会社より三相三線 6600V で地中埋設により供給を受け、屋内電気室の受変電装置（キュービクル）により変圧し、建物内に分配する。

2 幹線設備

キュービクルから建物内各所にある動力制御、電灯分電盤までの配線を設ける。

3 動力設備

空調機、給排水ポンプ、エレベーター等に供給するための動力制御盤とそれ以降の配線を設ける。

4 電灯コンセント設備

照明、コンセント等の単相電力で運転する機器へ電源供給を行うため、電灯分電盤とそれ以降の配線を設ける。

照明器具については長寿命かつ高効率の LED 照明を採用する。

照明については場所により人の在否検出や窓からの太陽光の明るさ検出等により適切な明るさとなる制御を検討する。

建築基準法に基づき非常用照明を、消防法に基づき誘導灯を設置する。ホール内の誘導灯は演出効果を高めるため、公演時に消灯できる装置を設置する。

5 通信設備

建物内の必要箇所に LAN 用配管と取り出し口を設ける。

事務室に電話交換機を設け、建物内の各所に電話接続口を設ける。

インターホンや多目的トイレ等の呼び出し設備、テレビ共聴設備、監視カメラ設備、非常放送設備、自動火災報知設備等を必要箇所に設ける。

6 舞台

舞台照明は、分野の異なる様々なホール利用に柔軟に対応できるように、舞台と客席の各所から適切な角度で十分な投光ができる計画とする。

外部からの持ち込み照明機器にも十分対応できるように電源盤や調光操作卓を計画する。

空気調和設備

1 空調設備

熱源はイニシャルコスト、ランニングコスト、環境性を考慮し、電気とする。

2 換気設備

ホールの換気は、空調機にて行い、興行場法の基準に準拠した換気風量を確保するとともに、新型コロナウイルス感染対策に配慮した換気回数を考慮した計画とする。

3 排煙設備

ホールの客席及び舞台部について建築基準法に準拠した機械排煙設備を設置する。

給排水設備

1 給水設備

上水、雑用水の2系統で供給する。

給水方式は、受水槽方式+ポンプ加圧方式とする。屋外散水栓等一部については直結方式を検討する。

2 給湯設備

用途、使用目的、及び使用量に応じて電気温水器とガス温水器を適宜選択する。

使用量や使用頻度に応じた貯湯量を確保する。

3 排水設備

公共桝より下水道本管に接続し、放流する。

京都市の下水道排除方式の区分図に基づき汚水と雑排水は分流式とする。

4 衛生器具設備

衛生器具は、節水性、耐久性、メンテナンス性、ユニバーサルデザインに配慮した器具とする。

多目的トイレ等の計画は、京都府ユニバーサルデザイン推進指針、京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の推進に配慮した計画とする。

5 消火設備

消防法に基づき、必要な消火設備を設置する。

複合施設となることから、所管消防署等と入念に協議を行い、防火対象物等を決定する。

○防災計画

1 避難計画

劇場や集会場の部分は、興行場等に係る技術指針に則り、客席や出入口、通路・廊下・階段等の構造について、火災や地震等の際に安全に避難ができるように計画する。

2 耐震安全性

大地震時に人命の安全確保を図り、引き続き大きな補修をすることなく使用できる構造体とする

3 防災機能

電力途絶時の非常用発電機を設置するとともに、防災性にも優れたエネルギーシステム等の導入を検討する。

災害時においても情報の連携等が図れる機能を確保する。

○その他施設計画における留意事項

環境負荷の低減に配慮

本施設の省エネルギー化により CO₂ の削減やヒートアイランド対策を講じるなど環境負荷の低減を検討する。

京都市地球温暖化対策条例に基づき、省エネルギーに関する目標値は、建築環境総合性能評価システム（CASBEE 京都）による評価を行う。省エネ効果のある設備等を導入し、賑わい・交流施設との複合も考慮しクラスA以上をめざす。

安全・安心の推進

バリアフリーやユニバーサルデザインには十分配慮し、誰もが安心して利用できる施設とする。また、災害時の帰宅困難者の一時滞在施設としての活用に配慮した施設とする。

耐震安全性は、公共施設を含む複合施設として、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に則る。大地震後に構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるために、耐震安全性はⅡ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類とする。

周辺環境への配慮

北山通より一筋北、下鴨中通より東、大学南側通より南は、閑静な住宅地を形成しており、周辺環境と調和するよう配慮する。

動線の明確化

本施設へのアプローチを独立させ、さらに鑑賞者と出演者の動線を明確に区分する。

駐車場等の考え方

併設する賑わい・交流施設と一体で民間事業者が整備した駐車場を賃貸・購入等を行なうことを視野に入れ、建物全体の中で整理する。また、施設利用を踏まえて、京都市の付置義務台数+ α の設置を求める。

賑わい・交流施設との関係性

本施設の整備と併せて賑わい・交流施設の整備を予定している。カフェ・レストラン等については、施設利用の相互連携を図る。

なお、具体的には事業者からの提案を踏まえて検討する。

新型コロナウイルス感染症対策

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、拡大防止策として「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会）を参考とし、設計及び運営上の工夫を行う。なお、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の内容については、最新の情報収集に努め、適宜反映させることとする。

維持管理にかかる負担・経費を抑えた対策

施設維持管理は集中管理システム等、運用管理者による保守管理の効率化を図る。

第5章 事業手法の検討

○事業手法の整理

公共施設の整備・運営等をより効率的かつ効果的に実施するため、民間資金の活用による整備・運営を行う事例がみられる。ホール施設の整備手法としては、従来型の公共発注とPFI（BTO）方式が多く、運営手法については、指定管理者制度が多いものの、公共施設等運営権方式なども想定される。また、民間施設との複合施設の場合は、定期借地方式+リースなどの事例もある。

本施設はホールに加えて、賑わい・交流施設としてコンベンションや宿泊・飲食施設なども想定されるため、これらの施設の整備・運営についても考慮する必要がある。

こうした施設機能の特性を踏まえ、本施設の整備運営手法は、シアターコンプレックス部分は竣工後一部買取（BT）+指定管理、リース+指定管理、負担付寄附+指定管理、DBO、PFI（BTO）等、賑わい・交流施設部分は民設民営（土地は定期借地権設定）が考えられる。

上記スキームからトータルコストの低減と民間ノウハウの活用、準備に要する期間、府による相応の整備費負担といった観点から比較検討したところ、竣工後一部買取（BT）+指定管理、リース+指定管理の事業スキームが望ましく、さらに運営面やトータルコストの点で比較すると竣工後一部買取（BT）+指定管理の事業スキームが優れていると考えられる。

また、敷地の一体利用を図るため、計画敷地全体を定期借地権設定し、シアターコンプレックス部分と賑わい・交流施設を合築で建て、シアターコンプレックス部分を竣工後一部買取（BT）+指定管理とする手法も考えられる。

○エリアマネジメント

本施設は北山エリアにおける舞台芸術の創作・発表の拠点であるとともに、賑わいや交流を創出する拠点とした役割を担う。そのため、北山エリアに位置する他の施設との連携などにより、相乗効果を発揮することが期待される。

また、近年では個々の主体による施設運営ではなく、地域単位での環境整備やイベントの企画・開催、地域情報の発信、学校等の連携事業などを行うエリアマネジメントの考え方が定着している。北山エリアにおいても、北山エリア全体の良好な環境・地域の価値を維持・向上させることが必要であることから、エリアマネジメント組織も視野に検討する。